住生活を語る歴史の証人である重文民家のマネジメント
－重文民家を支える地域サポーターの育成に向けて－

主査　碓田　智子*1
委員　植松　清志*2，増田　亜樹*3，栗本　康代*4，行永　壽二郎*5，三田　昌孝*6，伊佐　安弥子*7，深田　智恵子*8

全国の重文民家の約６割は個人所有であり，維持管理の負担や公開などの点で難しい課題を抱えている。本研究では，1）重文民家の所有者と市町村担当者へのアンケート調査，2）サポートモデル事例の調査，3）重文民家の支援者を広げる実践活動を行い，個人所有重文民家を地域で支える可能性を検討した。その結果，高齢の所有者が住みつつ維持管理を担う厳しい実態と，外部支援者による活動は重文民家の居住のレベルや建物の空間条件が関与することを明らかにした。個人所有重文民家を地域で支えていくには，プライバシーや防犯に配慮しつつ重文民家を地域に開き，重文民家の課題や居住文化の価値を地域住民に知ってもらう体験や学習の場をつくることが重要と考えられた。

キーワード：1）重文民家，　2）マネジメント，　3）歴史建造物，　4）住生活，　5）居住文化，
6）公開，　7）活用，　8）実践活動，　9）地域サポーター

MANAGEMENT OF VERNACULAR PRIVATE HOUSES AS IMPORTANT CULTURAL PROPERTY WHICH HAVE A ROLE TO PASS ON THE HOUSING CULTURE TO THE NEXT GENARATION
－For Bringing up Supporters for Vernacular Private Houses in the Local Community－

Ch.　Tomoko Usuda
Mem.　Kiyoshi Uematsu,　Aki Masuda,　Yasuyo Kurimoto,　Hisajiro Yukinaga,　Masataka Sanda,　Ayako Isa　and　Chieko Fukada

About 60% of vernacular private houses as important cultural assets by national government (Jyubun Minka) are owned by individuals. They have special problems about maintenance, preservation and effective use of them.　In this paper, we examined problems of Jyubun 0Minka from the questionnaire surveys for house owners and local government staffs and considered the potential to educate supporters for Jyubun Minka in the local community. The main findings are as follows.　1) Many elderly house owners maintain Jyubun Minka by themselves.　2)To educate supporters for Jyubun Minka ,it is important to make the learning opportunity for local residents to deepen the understanding of cultural values of Jyubun Minka.

１．はじめに
1.1 研究の背景と目的

国の重要文化財建造物のうち民家（略称「重文民家」）は，意匠，技術，歴史，学術，地方色のいずれかにおいて価値が高く，保存すべき代表的な民家として指定されたものである。各地に点在する重文民家は，その土地の気候風土や歴史・文化に対応した佇まいを持ち，住まいと暮らしの歴史を伝える生き証人であるといえる。

わが国では，昭和 12 年（1937）に吉村家住宅（大阪府羽曳野市）の主屋が民家で初めて文化財（旧国宝）に指定された。平成 24 年時点では，重要文化財の指定を受けている建造物のうち，近世以前の民家は 347 件，795 棟にのぼる[注1)]。重文民家のうち，およそ 60%が個人所有である。個人所有の重文民家の場合は，日常の維持管理等の負担が重い上に，所有者の高齢化や継承の課題も大きい[注2)]。そのため，市町村や都道府県などに移管された重文民家も多いが，その場合は民家が従来の場所から移築されたり，民家園での展示保存となる場合が少なくない。しかし，民家は人の暮らしがあってこそ，先人の住生活の知恵や暮らしを伝える歴史の生き証人としての役割を果たせるのと考えられる。

重要文化財建造物は，国の貴重な文化財として保護される一方で，公開や活用が求められる。しかし，個人所有の重文民家の場合は代々受け継がれてきた資産であり，家族の住まいであるという複雑な側面を持つが故に，日常の維持管理や公開・活用には，寺社などの歴史建造物とは異なる特殊な課題が存在するといえる。

重文民家の保全・活用は所有者の努力だけでは限界があり，地域の支えが必要な時代に入っていると思われる。近年では，重要伝統的建造物群や登録文化財建造物の指定が増える中で，一般の人々の歴史的な町並みや建造物への関心が高まっており，メディアでもよく取りあげら

*1 大阪教育大学　教授
*2 大阪人間科学大学　教授
*3 大阪人間科学大学　助教
*4 平安女学院大学　准教授
*5 NPO法人全国重文民家の集い 副代表幹事
*6 NPO法人全国重文民家の集い 常任幹事（事務局長）
*7 NPO法人全国重文民家の集い　会員
*8 大阪市立住まいのミュージアム　学芸員

れるようになった。しかし,個人所有重文民家が抱える課題については,一般には知られていないのが現状である。

本研究は,住居学と建築史の研究者と「NPO 法人　全国重文民家の集い」[注3)]有志会員による実践的な研究組織を構築し,所有者の視点を踏まえつつ重文民家のこれからのマネジメント（維持管理と活用）の方向性を見いだすことを目指すものである。そのために,まず,個人所有の重文民家における維持管理の諸問題と活用実態を全国調査によって明らかにした上で,個人所有重文民家のサポートモデル事例から,個々の重文民家の諸条件とサポートのあり方との関係性を検討する。さらに,個人所有重文民家の理解者をつくる実践活動を通じて,重文民家を支える地域サポーターの育成について考察する[注4)]。

1.2　既往研究と本研究の位置づけ

個々の建造物の間取り・意匠の研究や解体修理報告書関係以外で,文化財建造物を対象とした研究には,文化庁による保存事業と活用の施策の変遷と今後の展開方向を論じた論文[文4)]など文化財保護行政に関する研究のほか,耐震補強や修理・復元に関する研究[文5)6)],公開・活用の事例研究や報告[文7)]などの研究がある。文化財建造物の維持管理と活用に着目した研究では,重要文化財建造物の建築空間を活用した事例を対象に,維持管理の現状と運営方策に関する研究[文8)]があげられる。所有・管理運営の公・民の違いによって活用の自由度が異なることが指摘されており,本研究にも関連する知見がみられる。また,文化財建造物を担当する自治体職員を対象に,市民団体との連携や建造物の活用実態の調査研究もみられるが,重文民家の課題に的を絞ったものではない[文9)10)]。

以上のように,文化財建造物を対象とした様々な研究の蓄積がみられる。しかし,個人所有重文民家に焦点を当て,所有者と居住の視点から維持管理や活用の課題を取り上げた文献は,重文民家所有者の団体である「NPO 法人全国重文民家の集い」による著書[文11)]のみといえる。そこには,重文民家の諸課題と活用事例が所有者自らの視点で如実に語られ,平成 8 年に会員を対象に実施されたアンケート調査結果の一部も記されているが,研究論文として客観的に検証されたものではない。本研究は,個人所有重文民家の維持管理や活用の課題を,重文民家での居住継続の観点から検討する点に特色があるといえる。

２．研究の方法

本研究は,個人所有重文民家の維持管理や活用の実態を踏まえ,重文民家を地域で支えるための方向性を探ることを目的に,下記の４つの方法で研究を進めた。

1)個人所有重文民家の維持管理と活用の実態把握

個人所有重文民家[注5)]および公益財団法人所有の重文民家[注6)]を対象に,重文民家の暮らしと維持管理についてのアンケート調査を実施した（平成 24 年 8 月）。調査は郵送配布および郵送回収で記名式により行い,回答は重文民家の当主または当主に代わる方に依頼した。配票数は 213,回収数は 159（回収率 75%）であった。調査票の主な質問項目は,重文民家の居住形態,公開の状況,維持･管理の実態と課題と行政からの支援,今後の維持管理と活用への考え方である。

2)市町村担当者からみた個人所有重文民家の課題把握

重文民家の日常の保全は市町村の教育委員会文化財課等が管轄し,維持管理費や活用への支援がなされているが,その支援内容は市町村による差異が大きいと言われている。そこで,個人所有重文民家が所在する市町村担当者を対象に,その維持管理や活用の実態と課題を尋ねるアンケート調査を追加した（平成 24 年 10 月）。配票数は 175,回収数は 135（回収率 77%）である。主な調査項目は,個人所有重文民家の管理実態,維持管理および活用へのサポートについてである。

3)個人所有重文民家のサポートモデル事例の検討

個人所有重文民家の中には,維持管理や活用を地域団体や NPO などがサポートしている事例がみられる。こうしたモデル事例を対象に訪問調査を行い,個人所有重文民家の立地や居住形態などの諸条件との関係からサポートの特色を検討した。

4)個人所有重文民家を支える地域サポーターの育成に向けての実践活動－伊佐家住宅を対象に－

「NPO 法人　全国重文民家の集い」会員が所有する重要文化財・伊佐家住宅（京都府・八幡市）を対象に,地域で重文民家の理解者や支援者を広げていくための実践活動をモデル的に実施した結果から,その課題を検討する。

３．個人所有重文民家の維持尾管理と活用の実態

3.1　個人所有重文民家の居住の実態

本章では,全国の個人所有重文民家の当主を対象に行ったアンケート調査の結果から,個人所重文民家の維持管理と活用の実態と課題を整理する。

調査回答の 159 件のうち,重文民家の所有・管理ともに「個人所有・個人管理」が全体の 84.3%を占めた。「個人所有・自治体管理」（12 件）や「個人と自治体で共同所有・管理」（４件）もみられた（**表 3-1**）。

個人所有重文民家での居住形態は,指定民家内に居住している場合と,敷地内の管理棟と呼ばれる別棟に居住する場合とに大別される。当主の普段の居住地および重

表 3-1　重文民家の所有・管理形態

重文民家の所有･管理形態	%	実数
個人所有･個人管理	84.3	134
個人所有･自治体管理	7.5	12
個人と自治体で共同所有･管理	2.5	4
法人所有･法人管理	5.0	8
その他	1.0	1
合計	100.0	159

文民家を住まいとして利用しているかについて尋ねた結果,重文民家の所在地に当主が居住しているケースが約64%,また重文民家を当主や家族の日常の住まいとしているケースが34%であった[注7)]（**表 3-2,表 3-3**）。両者を重ね合わせ,「当主が重文民家と同じ居住地にいて,重文民家を日常の住まいとしている」のは51件で全体の32%にのぼった。管理棟と重文民家を併用して居住する場合（26件）を加えると48%に達する。個人所有重文民家では,当主の半数近くが重文民家に住まいながら管理をしていることがわかる。

当主の年齢は 70 歳代以上が全体の 49.7%を占め,60歳代も含めると全体の 80%近くになり,高齢化が著しい（**表 3-4**）。家族人数がわかる 104 件についてみると,二人暮らしが 47 件（45.3%）で,単身での居住も 17 件（16.2%）あった。二人暮らしの大部分が当主とその配偶者である。また,重文民家の後継者が「いる」と回答した者が 63.5%を占めたが,質問紙調査の単純な回答では,必ずしも将来の後継者が確約されているとは限らない場合も含まれていると推察される。一方,後継者が「いない」（9.4%）と「未定」（27.0%）の回答は36%にのぼった。

3.2　個人所有重文民家にみる日常の維持管理の実態

重文民家の維持管理には,建物や敷地内の清掃・管理,小規模な修理など日常的に必要な管理と,解体もしくは半解体などの大規模修理に大別される。ここでは,前者の日常的な維持管理について検討する。

「部屋の清掃や簡単な修繕,庭の草引きなど,日常的な管理は誰がしているか」を尋ねたところ,「もっぱら家族のみ」と「家族が行うが,手がかかることは業者に委託」の回答が合わせて 72.3%を占めた。自治体やボランティアが個人所有重文民家の日常の維持管理を担っている事例は,わずかである（**表 3-5**）。これを当主の年齢別にみると,「家族のみ」と「家族が行うが,手がかかることは業者」を合わせた割合は,当主が60歳代以下の年齢層では60%台であるのに対し,当主が70歳代以上では81%であった（**図 3-1**）。当主が高年齢であっても,家族で日常の維持管理を担っている実態が窺える。

また,日常の維持管理の負担感は何が大きいかを尋ねたところ,全体では「経済的負担」（64.5%）が多かった。しかし,当主が70歳以上の場合は「経済的負担」に加え,「体力的な負担」や「精神的負担」の回答が多くなる（**図 3-2**）。当主の半数近くが 70 歳以上である点を踏まえると,経済的な支援に加えて,維持管理の労務部分を支援する必要性が窺える。

3.3　個人所有重文民家の公開の実態

重文民家の日常の公開（見学）の実態を尋ねたところ,「常時公開」が66件（41.5%）のほか,何らかの形で公開しているケースが全体の 80%近くを占めた[注8)]（**図 3-3**）。重文民家の居住形態別にみると,「重文民家の居住形態別にみると,「重文民家に日常の住まいとして居住」している場合は,「常時公開」は29.6%にとどまり,

表 3-2　当主の居住地

当主の居住地	%	実数
重文民家の所在地（管理棟含む）	64.2	102
所在地近隣の別宅	14.5	23
上記以外の重文民家と同じ市町村内	5.7	9
上記以外の重文民家と同じ都道府県内	3.8	6
重文民家の所在地と異なる都道府県	11.3	18
その他	0.6	1
合計	100.0	159

表 3-3　重文民家の居住形態

重文民家の住まいとしての利用	%	実数
日常の住まいとして居住	34.0	54
別棟（管理棟）と併用で居住	20.8	33
別棟（管理棟）に居住	18.9	30
帰郷時などの短期的な住まいとして利用	3.8	6
その他	0.6	1
重文民家は居住には利用せず	20.8	33
不明	1.3	2
合計	100.0	159

表 3-4　当主の年齢層

当主の年齢層	%	実数
30歳代以下	0.6	1
40歳代	6.3	10
50歳代	14.5	23
60歳代	28.9	46
70歳代以上	49.7	79

表 3-5　日常の維持管理の担い手

日常の維持管理の担い手	%	実数
家族のみ	39.6	63
家族、手がかかることだけ業者に依頼	32.7	52
家族のほか、ボランティア等に依頼	0.5	8
家族のほか、自治体等が支援	1.9	3
ほぼ全部を業者に依頼	3.8	6
ほぼ全部を自治体	3.8	6
ほぼ全部をボランティア	0.6	1
法人職員や従業員が行う	8.2	13
その他・不明	4.4	7
合計	100.0	159

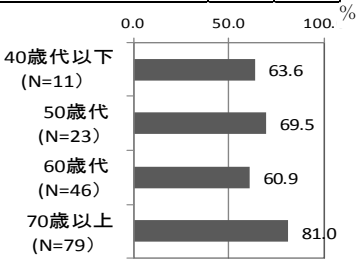

図 3-1　当主の年齢別に見た「家族にのみ」「家族と手のかかることは業者」で維持管理を行う割合（N=159）

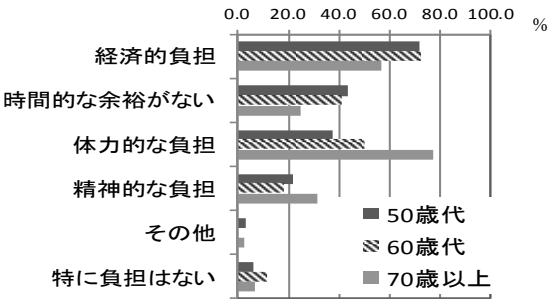

図 3-2　当主の年齢と日常の維持管理の負担感(N=159)

「原則非公開」[注9]が 25.9%となる。「別棟（管理棟）に居住」の場合に「常時公開」が最も多く，約 67%に達する（**図 3-4**）。

さらに，公開時に見学者が立ち入れる範囲との関係をみると，「重文民家を日常の住まいとして居住」の場合は「建物のほぼ全体を公開」は 10%程度にとどまり，多くが「建物の一部（土間部分や座敷など）のみ」である。一方，「別棟に居住」の場合は「建物のほぼ全体を公開」するケースが多い（**図 3-5**）。このように，個人所有重文民家の大部分が見学等の公開を行っているが，その空間範囲は重文民家そのものを日常の住まいとしているか，別棟に居住の場を移しているかで大きく異なっている。その中で，「重文民家に日常の住まいとして居住」している場合も，70%以上がたとえ部分的であっても見学者に公開している点に，当主の努力が窺える。また，公開時に「自由見学のみ」は約 20%にとどまり，当主ら家族による案内を行っているケースも 66.2%にのぼっている。学校団体の見学を受け入れ解説を行っているケースも，約 30%みられる（**図 3-6**）。

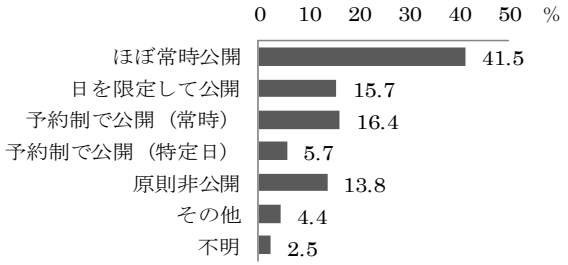

図 3-3　重文民家の公開の状況

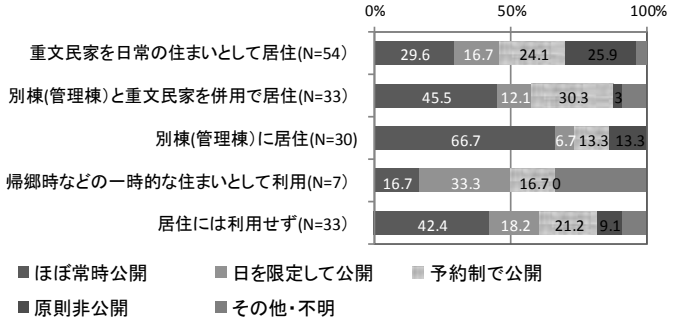

図 3-4　重文民家の居住形態と公開の状況

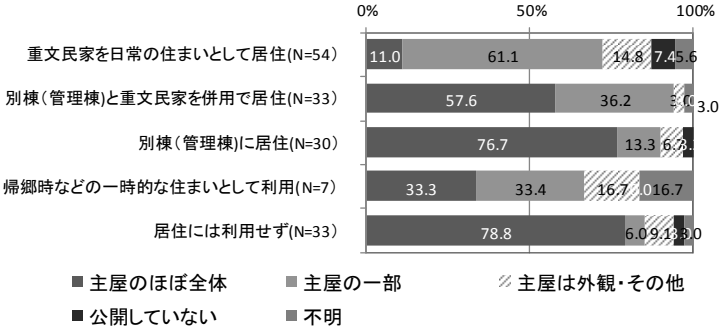

図 3-5　重文民家の居住形態と見学時の公開範囲

3.4　維持管理と活用に対する当主の意識

重文民家の維持管理についての現時点での当主の考えを尋ねたところ，「重文民家の自己所有と自己管理を可能な限り続けたい」（【自己所有管理】）が 60.4%（96 件）にのぼった。「自己所有はするが，所有者が管理人として公共団体から委嘱される」と「公共団体等から管理人を派遣してほしい」は，自己所有しつつ，管理面での公的支援を望む場合である（【公的管理】）。「公共団体に買い上げてもらい，公有化」・「公共団体に寄贈」（【公有化】）も数は少ないものの，現時点での当主の考えとして既に出てきている（**図 3-7**）。これを重文民家での居住形態別にみると，【自己所有管理】は，「重文民家を日常の住まいとして居住」や「別棟と併用で重文民家に居住」の場合に多い。一方，「別棟に居住」の場合は，【公的管理】や【公有化】への回答が前者に比して多いことが注目される[注10]（**図 3-8**）。さらに，当主の年齢層が高いほど【自己所有自己管理】の希望が減少し，その分【公的管理】や

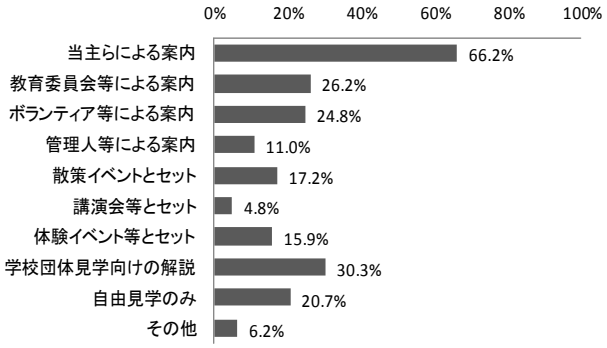

図 3-6　公開時の案内などの実施状況（複数回答）

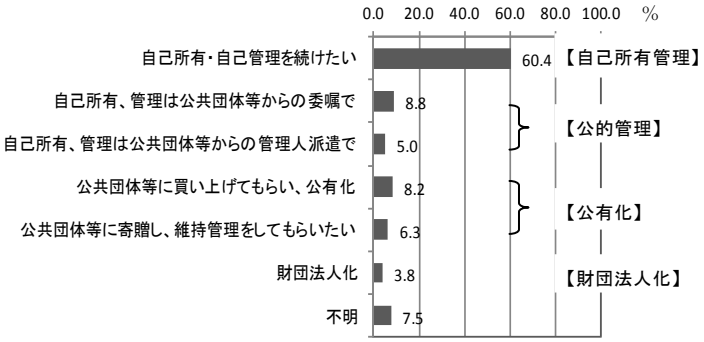

図 3-7　今後の維持管理の希望

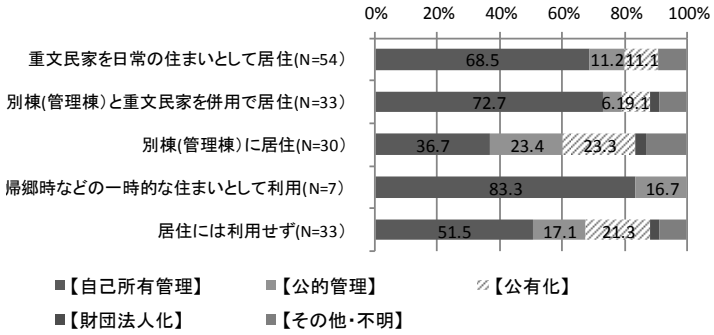

図 3-8　居住形態からみた、現時点で考える重文民家の維持管理について

【公有化】が増加する（**図 3-9**）。

今後の重文民家の維持管理に対しては，「個人所有は限界に近い」に対し，「そう思う」と「ややそう思う」の回答が約 85%を占めた。自己所有・管理を継続したい希望は強いが，一方でそれが限界に近いと感じている，当主の複雑な心境が窺える。「地元住民の理解」や「行政による支援」を求める考えも多い。しかしながら，NPO 団体等に委託して管理してもらうことに対しては肯定的回答が比較的少ない（**図 3-10**）。

図 3-11 は，今後の重文民家の活用につながる考え方を尋ねた結果である。重文民家に居住することも重要な活用形態であるため，「重文民家は，人が住んでこそ文化を継承できる」に 75.5%が肯定的（「そう思う」「ややそう思う」）な回答をした。「重文民家を理解してもらうために，見学だけではなく，地域の人が参加できるイベント等も考えたい」や「重文民家を活用して，地域の人が気軽に集える場にしたい」「重文民家は，地域のまちづくりの拠点になる」に対しては，肯定的な回答はやや少なめである。しかし，「小学生など，地域の子どもたちが昔の住まいと暮らしを学ぶ場として活用できると思う」に対しては，肯定的な回答が多い。

4. 市町村担当職員を対象としたアンケート調査から

4.1 市町村における個人所有重文民家の取り扱い

個人所有重文民家が所在する市町村の担当者を対象としたアンケート調査結果から，まず，市町村における重文民家の位置づけをみてみた。文化財の保存と活用，歴史的文化遺産や歴史的町並みを活かしたまちづくりなど，重文民家の保全や活用につながる内容を，総合計画や文化財保護条例などの何らかの施策の中に記載している市町村が，回答数(N=135)の 80%以上にのぼった（**図 4-1**）。また，ホームページや観光ガイドの中に重文民家を紹介している市町村が，それぞれ 80%近くに達する（**図 4-2**）。市町村が重文民家の屋外に解説板を設置しているケースも 70%を超える。重文民家の所在を表示する案内板を設置，あるいは解説書を作成する市町村も，それぞれ半数近くを占めた。上記のような重文民家の広報など観光・見学者向けの取り組みは多いが，重文民家の維持管理費に関して要項を設けている市町村は 10%程度にすぎない（**図 4-3**）。

個人所有重文民家の日常の維持管理に対して，何らかの予算措置をしている市町村は 74%であったが，それがない市町村も 20%にのぼった[注11)]。予算措置がない市町村（30 件）に理由を尋ねたところ，「個人所有の重文民家は予算措置が困難」が 60%（12 件）を占めた。国の重要文化財でありながら，一方で個人の所有物であるがために，市町村の予算措置がなされにくい状況が窺える。

また，予算措置の有無とは関係なく，個人所有重文民

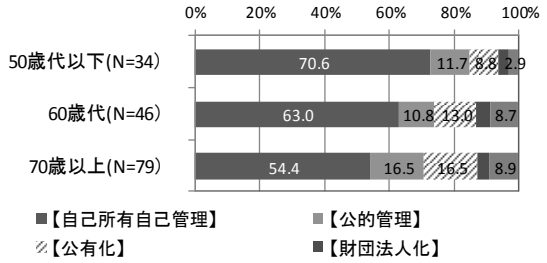

図 3-9　当主の年齢層別に見た、現時点で考える重文民家の管理について

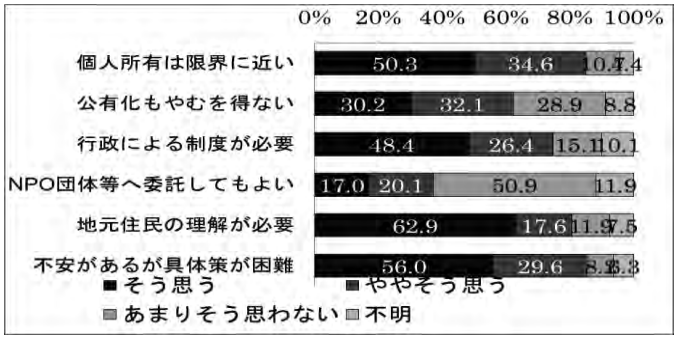

図 3-10　今後の重文民家の維持管理について

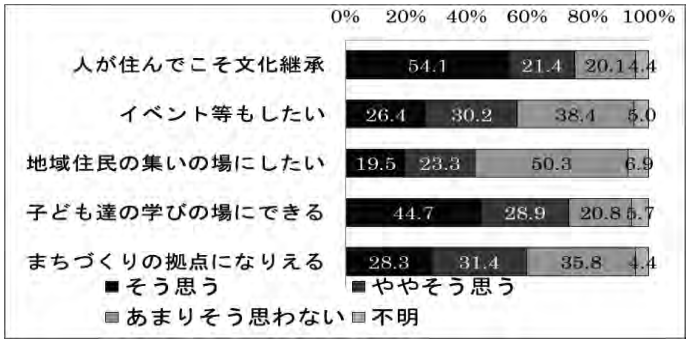

図 3-11　今後の重文民家の活用について

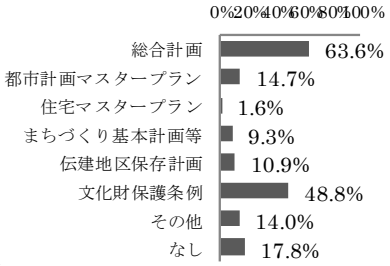

図 4-1 重文民家の維持などにつながる記述がある施策（複数回答）

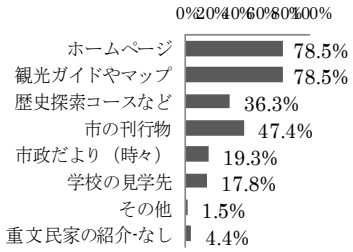

図 4-2　市町村における重文民家の広報など（複数回答）

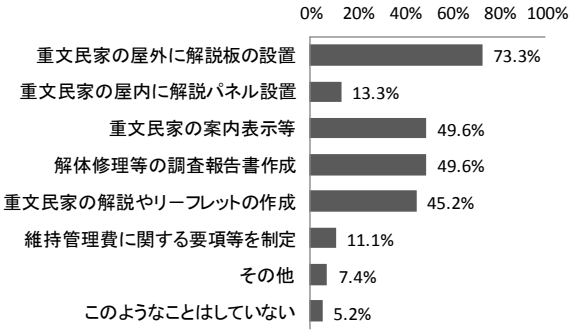

図 4-3　市町村の重文民家への支援（複数回答）

家の日常の維持管理の労務支援（清掃や草引きなどのボランティア派遣など）を行っているかを尋ねたところ，実施しているのは 5.2%（7件）のみであった。当主へのアンケート調査では，70 歳以上では日常の維持管理に対して体力的な負担感を持つ当主が多いことが示されたが，日常の維持管理の労務に対しては市町村の支援がほとんど行われていない実態が明らかになった。

4.2　市町村職員からみた個人所有重文民家の課題

日頃，重文民家の当主から市町村に持ちかけられる相談内容を尋ねたところ，「将来の維持管理やその費用」「大規模修理や解体修理」が多い（**図 4-4**）。一方，担当職員個人からみた個人所有重文民家の問題点を尋ねたところ，「個人では維持費の負担が困難なこと」（70.1%）に加え，「所有者の高齢化」や「管理を継ぐ人がいない」ことも多く挙げられた（**図 4-5**）。個人所有重文民家の現況が，市町村担当者にも概ね理解されているといえる。

市町村に個人所有重文民家の維持管理を依頼された場合に考えられる対応には，「維持管理の予算措置」と「重文民家を買い上げ（寄贈を受け），市町村が管理」が，各40%強を占める。重文民家を個人所有のままで管理を市町村が行ったり，NPO 団体に委託することに，やや少ないながらも回答があることが注目される（**図 4-6**）。

今後，市町村として検討可能な重文民家の活用への支援は，「重文民家を観光スポットとしてＰＲする」が74.6%を占めた（**図 4-7**）。市町村としては，地域の歴史・文化資産として，観光資源の一助としたい意向が窺える。

5．重文民家のサポートモデル事例の検討

アンケート調査からは，個人所有重文民家の居住実態や維持管理，活用の全体像を把握することができた。しかしながら，個人所有重文民家は，農家や町家など建築形式の違いに加え，屋敷地や建物の規模も異なる。立地面でも，伝統的建造物群保存地区内にあり地区として一体的に保存･活用がなれている場合や，観光地に近く立地の便がよいものから，過疎化した農山村に立地するものまで多様である。さらに，重文民家内に居住しているか，他に居住の場を移しているかという居住形態の違いも建物の維持管理や活用に関与する。本章では，先のアンケート調査の回答や「NPO 法人　全国重文民家の集い」の情報から，重文民家のサポートモデル事例を抽出し，訪問調査を行った結果から，重文民家の諸条件と対応させてサポートのあり方を検討していく。調査結果の概要を**表 5-1** に示している。

5.1　地域の有志によるサポート事例

1）有志による組織「助ける会」のサポート（高橋家住宅）

高橋家住宅は，青森県黒石市の伝統的建造物群保存地内の「こみせ通り」に位置する商家である。現当主は前当主の妻（関東出身）で，黒石に暮らしはじめたのは昭和46 年からである。18 年前に夫が亡くなったあと，高橋家住宅を管理を引き継いだ。15 年前から，高橋家住宅の広い土間を活用して喫茶店を営み，嫁いだ娘が喫茶店を手伝っている。建物見学だけの場合は無料であるが，冬期は喫茶店を休業し，見学の受け入れも休みとなる。

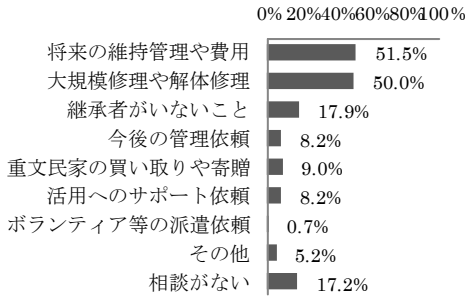

図 4-4　重文民家の当主らから市町村への相談事項（複数回答）

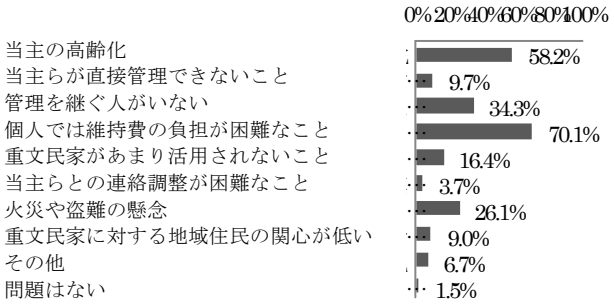

図 4-5　市町村担当者が感じる将来の不安（複数回答）

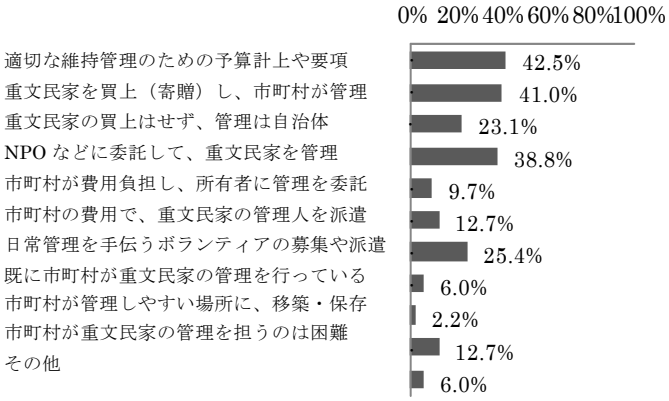

図 4-6　市町村に重文民家の管理を依頼された場合の考えられる対応（複数回答）

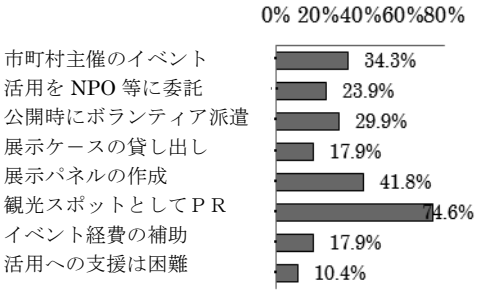

図 4-7　今後考えられる個人所有重文民家に対する市町村のサポート（複数回答）

表 5-1　重文民家のサポートモデル事例の概要

	高橋家住宅	行永家住宅	平山家住宅	彦部家住宅	澤井家住宅	石井家住宅	高草家住宅
外観							
重文指定年	昭和48年(1973)	昭和50年（1975）	昭和46年（1971）	平成４年(1992)	昭和50年（1975）	昭和44年（1969）	昭和44年(1969)
所在地	青森県黒石市	京都府舞鶴市	埼玉県熊谷市	群馬県桐生市	京都府京田辺市	岡山県矢掛町	岡山県矢掛町
立地特性	伝建地区内	旧農村集落	旧農村集落	旧農村集落	旧農村集落	旧宿場町	旧宿場町
住宅形式など	町家(黒石藩御用達の米屋)	農家（庄屋）	農家(世襲名主)	農家（中世の武家の面影を残す、染色工場）	農家(代官)	町家（本陣・酒造業）	町家（脇本陣・庄屋）
	一部２階	平家（一部２階）	茅葺平家	茅葺平家	茅葺平家（一部瓦）	本瓦葺・2階建	本瓦葺・2階建
当主の居住形態	重文指定の建物内に居住	盆正月や月ごとの帰郷時に居住	敷地内の別棟に居住	敷地内の別棟に居住	敷地内の別棟に居住	遠隔地に居住	遠隔地に居住
当主以外の維持管理の担い手	高橋家を助ける会（理右右衛門会）	行永家住宅保存維持協力会（公開時のみ）	重要文化財平山家住宅を活用して楽しむ会	彦部家屋敷友の会（鳳純会）	当家が雇用する管理人（芸術家）	矢掛本陣を守る会・矢掛町観光ボランティアの会	財団法人が雇用する管理人
公開・活用	土間と庭の一部を喫茶店として活用（冬期休業）。見学は無料（12月－3月休業）。	春と秋の年2回、公開見学会と講演会等のイベントを実施	土間や庭でコンサートや演舞、講演会	週末の有料公開、茶会・語り部の会・古文書の会の定期開催のほか、秋のフォーラムでイベントや講演会等を開催	月2回の土・日曜日に有料公開、陶芸や染色の体験講座、土間でクラシック音楽のコンサートや落語会を開催	有料公開（月曜日以外）	土・日曜日に有料公開
公開・活用の主な担い手	当主	行永家住宅保存維持協力会	平山家住宅を活用して楽しむ会	当主および彦部家屋敷友の会（鳳純会）	管理人およびNPO法人オフィスアマティ	矢掛本陣を守る会・矢掛町観光ボランティアの会	財団法人・矢掛脇本陣 高草家住宅保存会
備考	平成17年に伝建指定。高橋家を助ける会は平成23年発足	行永家住宅保存維持協力会によるイベントは平成16年から実施	平山家住宅を活用して楽しむ会は、平成25年４月発足	秋のフォーラムは平成13年から実施	解体修理後の平成19年11月から公開実施(有料)		
維持管理や活用の特色	喫茶店としての活用と地元有志による維持管理補助	地域住民による公開イベントの実施と公開時の維持管理補助	地域ボランティア組織による維持管理補助と活用支援	友の会組織による維持管理補助と活用	管理人による維持管理とＮＰＯによる活用	行政の協力を得た維持管理組織	財団法人による管理
調査日	平成25年9月	平成24年11月	平成25年8月	平成24年11月	平成25年9月	平成25年8月	平成25年8月

平成 17 年に高橋家が所在する通り一帯が黒石市中町伝統的建造物群保存地区に指定された。これとともに,高橋家住宅の庭も町並みの一部という位置づけで,庭の剪定費用にも市の補助が出るようになったが,依然として雪おろしや樹木の雪囲いに費用がかさむという。

現当主は,町内会の会長や黒石商工会議所女性会会長などを積極的に勤めるなかで,高橋家住宅への理解者や支援者を徐々に増やしてきた。平成 23 年には,それまで高橋家住宅の小修理を引き受けてくれていた大工や建具職人を中心に,「高橋家を助ける会（理右衛門会)」が結成され,維持管理の労務作業をボランティアで手伝ってくれるようになった。土間を利用した喫茶店が,こうした地域の人との交流の場となっている。

重文民家に暮らしがら,地域の有志のボランティアに支えられつつ,当主ができる範囲で維持管理と喫茶店活用を実践している事例である。

2)集落住民によるサポート（行永家住宅）

行永家住宅は京都府舞鶴市の中心部から４キロほど離れた山里の農村集落にある。現当主と家族は,集落内のつきあいを保ちつつも,勤務の関係で京都市内に日常は暮らし,行永家住宅はお盆などのほか月１回程度の帰郷時の住まいとしてきた。

行永家住宅の解体修理が終わり,平成 15 年に初めて行われた一般公開に千数百人の見学者が訪れ,集落内の道路が大渋滞し,地区役員らが総出で対応する事態となった。これをきっかけに,地元の区長らを中心に地域住民から,行永家住宅を地域の財産として見守りながら,地域の人たちが楽しめる場として活用したいというアイデアが提案された。集落内の住宅が徐々に建て替えられ,伝統的な住宅が少なくなって行く中で,行永家住宅を地域の文化として守ろうという意図である。平成 16 年から,行永家住宅保存維持協力会が市の教育委員会の支援を受けながら,春と秋に各１日,一般見学会と講演会などを開催し,コーヒー等の提供も行っている。公開前の屋敷地や主屋の清掃活動,当日の企画・運営や見学解説,あとしまつは,10 数名の住民有志が無理のない範囲で行っている。

当主が他所に暮らしつつも集落内のつきあいを大切

にし,地域住民も行永家住宅を集落の歴史資産として誇りにする気持ちを維持していることによって,地域住民による維持管理の補助や公開の実施が可能になっている。

3)「活用を楽しむ会」のサポート（平山家住宅）

平山家住宅は,熊谷市の中心部外れ,荒川の南にある旧江南町の農村集落の一角に位置する農家住宅である。旧江南町であった頃は町から維持管理費の補助が行われていたが,平成19年に熊谷市に合併されてからは補助が停止された。集落内には従来から「平山家住宅保存会」があり,自治会長が保存会会長を兼務していたが,必ずしも積極的に平山家住宅を支援するものではなかった。

平山家住宅の当主は敷地内の別棟に居住の場を移しているが,重文民家の茅葺き屋根の葺き替え費など,高齢の当主の負担が大きい。そのことを案じた「平山家住宅保存会」の有志が平成25年4月に発足したのが「重要文化財平山家住宅を活用して楽しむ会」である。当会の立ち上げ人である事務局長が,平成22年に自治会長（平山家住宅保存会会長)を勤めたことも大きな契機となった。発足記念イベント以降,6月には「ほたるの夕べ」,11月には「南部民謡の会」など,熊谷市の江南文化財センターの協力も得て,積極的な活動を展開している。

当会では,40 畳の広さがある平山家住宅の空間を活用し,コンサートなどを有料で開催することで収益をあげ,それを平山家住宅の維持管理費の一部に当てることを目途としている。1人500円,家族4人まで1,000円の年会費制で,約70名の会員集めている。また,熊谷市も会に年間9万円の予算で平山家住宅の維持管理を委託することにつながった。

地域の積極的なリーダーの存在に加え,平山家住宅が当主家族の住まいには利用されず,かつコンサートなどのイベントが可能な広い土間空間と板の間がある建築的特色が活かされたサポート事例である。

5.2　当主と友の会が連携した管理運営（彦部家住宅）

群馬県桐生市の市街地外れにある彦部家住宅は,中世に築かれた館跡に約2万㎡の広大な屋敷地を持つ上層農家である。主屋ほか計5棟が重要文化財の指定を受けている。当主家族は,敷地内の別棟に暮らしている。彦部家住宅では,会員制の「彦部家屋敷友の会（鳳純会)）を立ち上げ,当主と会が主催して,屋敷散策や里山観察ハイキング,染色体験など,桐生の歴史・文化・伝統の切り口で多彩なイベントや屋敷の公開を一年を通じて行っている（有料)。また,平成13年度から毎年11月下旬に開催している「秋の紅葉狩りウイーク」は,桐生市長をはじめ地域のまちづくりに関わる関係者が招かれ,地域の多彩な人材のネットワークを育む大きな文化行事に育っている。広い土間空間を持つ彦部家住宅の主屋が講演会などのイベント会場に活用される。近代に入ってできた染色工場は,染色体験工房として利用されている。また,彦部家住宅の広大な屋敷地は,里山の動植物を楽しみながら観察できる場を提供している。

当主と友の会会長が連携し,日本芸術文化振興基金や文化庁などの助成を受け,彦部家住宅を活用した文化活動を積極的に展開している点も特色である。平成24年に桐生新町地区の伝統的建造物群保存地区指定を受け,地域全体で歴史建造物と文化遺産の保存・活用の気運が高まっている。その中で,当主と友の会の連携による積極的な活動がなされている事例である。

5.3　芸術家の専任管理人による管理運営（澤井家住宅）

澤井家住宅（京都府京田辺市）では,2007 年の大規模修理前は,現当主の父（医師）が重文民家に指定されている主屋の一部を診療所に使用していたが,現在は診療所と当主家族の住まいを市内の他所に移し,当主の叔父家族が敷地内の別棟に暮らしている。大規模改修後,一般公開をするに際し,当主の知人で染色などを行っていた芸術家に日常の維持管理と公開時の案内を依頼した。工房の確保に困っていた芸術家にとっては,製作の場が確保され,かつ管理人の委託収入を得ることとなった。

管理人の芸術家は制作活動を敷地内の工房で行いつつ,澤井家住宅の日常の維持管理と,月2回（4日）の一般見学の対応を行っている。また,芸術家のネットワークを活かし,澤井家住宅を活用した染色や陶芸,木工などの作品展示会や体験工房などを開催している。当主の家族も音楽家であることから,音楽を中心に文化活動をしている NPO 法人と連携し,澤井家住宅の広い土間空間を利用した音楽コンサートも実施している。これらの収益の一部が,澤井家住宅の維持管理費となる。

芸術活動をキーにして,重文民家の維持管理と活用を行っているユニークな事例である。

5.4　当主が遠隔地に居住する場合の管理運営（石井家住宅・高草家住宅）

岡山県矢掛町は,旧山陽道第18番目の宿場町として栄えた町で,現在も旧街沿いに町家が並び,近世の宿場町の面影を残している。旧本陣の石井家住宅と旧脇本陣の高草家住宅の両者が重要文化財に指定されている全国でも唯一の事例である。両住宅とも,当主とその家族は実生活の関係で東京に居住している。

石井家住宅は,当主を顧問,町長を会長,やかげ郷土美術館長を事務局長とする「矢掛本陣を守る会」が委託を受け,維持管理と公開を担っている。石井家住宅の入館料（大人 400 円)の収益をもとに,植木の剪定や小規模修繕などを行う。また,平成3年に結成された「矢掛町観光ボランティアの会」のメンバーが,石井家の公開時の解説を

担当している。事務局長によると，これまでは観光客の入館者が多かったので，黒字分を基金化して運営していたが，近年は入館者が減少し，厳しい状況だと言う。石井家住宅を公開しつつ維持管理するにあたり，清掃委託，宿直管理，消防設備点検などの施設管理費，光熱費，ボランティア研修視察補助や保険料など，どうしても必要な経費があり，その工面が課題となっている。

一方，髙草家住宅は，「財団法人・矢掛脇本陣髙草家住宅保存会」を設立し，管理人２人を雇用している。管理人は週３日の室内の掃除・庭の草引きなどの日常的な維持管理と，公開時（土日のみ）の解説を行っている。

両住宅は，当主が重文民家の遠隔地に暮らし，直接，建物の維持管理を担うことが難しい状況下での管理運営の事例である。「歴史かおる文化」を掲げる矢掛町の町並みにおいて，観光資源の一つになっている。

5.5　個人所有重文民家の諸条件からみたサポートモデルの検討

以上，手法の異なるサポートモデル７事例をみてきた。３章の調査結果でもみたように，個人所有重文民家の中には，指定建築物の主屋には居住せず，敷地内の別棟（管理棟）に住まいを移しているケースも多い。７事例は，当主が重文民家の日常の維持管理労務と公開・活用労務の殆どを担う事例から財団法人による管理形態をとる事例まで多様であるが，それは当主が重文指定の主屋に居住しているかどうかとの関わりも大きいと考えられる。

図 5-1 は，７事例を「重文民家での当主の居住レベル」と「公開・活用時の労務への当主の関わり度」の軸で整理したものである。重文指定主屋での当主の意住レベルが低くなると，逆に公開や活用時の外部支援者によるサポート度が高くなると考えられる。さらに，重文民家を活用してイベントなどを実施するには，多人数が集まれる空間を持つことも大きな要素と言える。彦部家住宅，平山家住宅，澤井家住宅は，いずれも広い土間空間がイベントに活用されている。交通アクセスや駐車場も課題となる。このように，個人重文民家が持つ諸条件が，外部支援者によるサポート体制と密接に関わっていると考えられる。

６．個人所有重文民家を支える地域サポーター育成に向けてのモデル実践－伊佐家住宅を対象に－

6.1　伊佐家住宅について

サポートモデル事例の内容やアンケート調査の結果を踏まえつつ，個人所有重文民家の理解者や支援者をつくっていく実践活動を試みた。モデル実践に協力いただいた伊佐家住宅（京都府八幡市）は庄屋を勤めた家柄であり，三方の竹藪と前堀に囲まれた敷地の中に主屋が建つ。主屋の南側には，炊事空間の土間に続き，順に玄関の間（８畳）・仏間（６畳）・奥座敷（８畳）が並び，ハレの

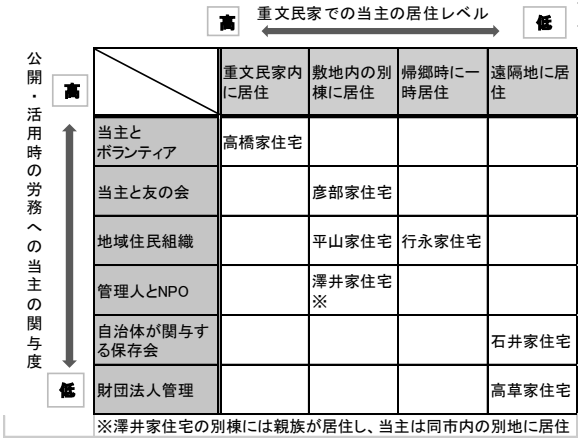

図 5-1　当主の居住形態とサポート体制の模式図

空間を構成している。最寄り駅からは，１時間に１～２本程度のバスで約 20 分かかりアクセスが良くないことから，見学者が訪れやすい立地条件ではない。

伊佐家住宅では，従来から市の交流プラザを介した団体見学（主屋の座敷などを庭から見学のみ）や小学校の社会見学を受け入れていた。重文指定の主屋に隣接する別棟に居住の場を移しているが，主屋の仏間などを使用していることと防犯の点から，積極的な公開はしてこなかった。立地条件が良くなく，また居住の場を別棟に移している状況は，農家等の個人所有重文民家に多くみられ，この意味で伊佐家住宅は一つの典型事例と言える。

6.2　活用モデルの段階的な実施プロセスと広がり

1)企画段階：コアメンバーの募集

伊佐家住宅の支援者をつくるため，地域の人に伊佐家住宅の魅力を発信する実践活動を平成24年12月の企画段階から平成25年９月まで，10ヶ月にわたって試行した。

実践を行うにあたり，当家の希望も踏まえて，公開範囲は庭および重文指定主屋の土間と座敷部分に限定すること，防犯の点から不特定多数を対象とした一般公開は極力避けることを条件にした。そこでプログラムは，少人数のコアメンバーから伊佐家住宅の近隣へ，さらに八幡地域の住民へと，最初は小規模かつ慎重に，反応を確かめつつ対象者を広げていく計画とした。

伊佐家住宅の住空間とそこでの活動をコアメンバー自らも楽しめるものにしたいとの想いから，「伊佐家住宅の活用を楽しむ会」と命名した。コアメンバーの実働性を考え，本研究委員会メンバーにつながりがあり，歴史建造物や居住文化に関心を持ってもらえる者に参加を呼びかけた（平成 24 年 12 月）。結果として，住宅行政や建造物保存に関わる自治体職員，高齢者施設の職員，建築系の専門学校教員，NPO 団体関係者，博物館職員，デザイナー，元大学教員，大学生など，14 名の希望者が集まった。このコアメンバーと本研究会が協働し，**図 6-1** の流れで伊佐家住宅での活動を開始することとなった。

2)第一段階：コアメンバーのためのプログラム

活動を進めるには,まずコアメンバー自身が伊佐家住宅の住空間を知り,活用方法を体験してみる必要があった。そこで,「伊佐家住宅のひな祭り」をテーマに,当主家族と一緒に座敷に雛人形を飾り付け,土間のかまどに火を入れて羽釜で米を炊き,ちらし寿司づくりを行った（**写真 6-1, 6-2**）。全国の町並みを活用して行われているひな祭りについてのスライドを見たり,今後の計画を話し合う中で,伊佐家住宅の畑を借り,数種類の作物を育てる案も出された。これについては,コアメンバーの楽しみの機会として実施していくことになった。

3)第二段階：近隣住民に伊佐家住宅への関心を持ってもらうためのプログラム

伊佐家住宅は,原則として団体見学に限定しているため,近隣でも伊佐家住宅を訪れたことのない住民が存在する。まず近隣住民の伊佐家住宅への関心を喚起するため,大阪人間科学大学の協力を得て,当大学が学生参加型の学内プロジェクトとして実施してきた「竹明かり」の展示を,伊佐家住宅の外堀を会場にして行った。割った竹にＬＥＤライトを入れたものを,学生が制作したオブジェとともに伊佐家住宅の外堀などに展示し,夕暮れの一時を楽しむものである。材料の一部には,伊佐家住宅の竹林の竹を使った。事前に近隣の住宅ポストにチラシ（**図6-2**）を配布した効果で,当日は子どもづれを含む住民30数名が伊佐家住宅の外堀に集まり,ライトアップされた竹明かりを楽しんだ。この行事については,翌日地元の京都新聞に掲載された（**写真6-3**）。

このプリグラムは近隣住人を対象としたものであったが,見学者には伊佐家住宅の屋敷地内に入ってもらわなかった。建物や屋敷地の公開時の見守り体制づくりの課題や,防犯への懸念が払拭できなかったことによる。

4)第三段階：近隣住民と伊佐家住宅の住生活史を学ぶ

第三段階では,伊佐家住宅の座敷内にまで見学者を招き入れるが,まずは伊佐家住宅の集落内に住む顔がわかる範囲の住民を対象とすることになった。このプログラムでは,伊佐家住宅の座敷を会場に,コアメンバーの一人による,伊佐家住宅の近代以降の住生活の変容についてのミニ講座を実施した。農地改革後,使用人がいなくなった伊佐家住宅で,家事労働や維持管理の方法が変容していったという調査研究に基づくものである。

伊佐家住宅の近隣約 50 軒のポストにチラシを配布した結果,当日は８名の近隣住民が訪れ,コアメンバーと共に講座に参加した（**写真 6-4**）。ミニ講演の終了後,参加者と座談会を開いた。8 名はいずれも,子どもの頃に伊佐家住宅に出入りしたり親が伊佐家住宅で働いていたなど,伊佐家住宅と何らかの縁を持つ人たちであった。

日頃は伊佐家住宅との関わりが薄れていたが,ポストに配布されたチラシを見て,伊佐家住宅への想いが呼び起こされて参加したという。数は多くはないものの,伊佐家住宅の集落には,伊佐家住宅に縁を持ち,気にかけている人たちの存在が浮かび上がった。

5)第四段階：地域団体と連携した公開見学会と講演会

第四段階では,伊佐家住宅の理解者を広げる試みとして,以前から当主と交流があった「八幡の歴史を探究する会」とのタイアップを図った。当会は八幡市内の歴史遺産の学習会や見学会などを積極的に進めている団体であることから,将来的に伊佐家住宅を支える人が生まれることを期待してのタイアップである。

伊佐家住宅の近隣にもチラシを配布した結果,60 名あまりの参加申し込みがあった。９月 15 日の午前 10 時から行われた伊佐家住宅見学会では,当主と研究会コアメンバーが解説を行うとともに,当主が個人所有重文民家の維持管理の現状を説明した（**写真 6-5**）。参加人数が多かったため,近くにある市の交流プラザへ移動して行った講演会では,コアメンバーの一人が講師になり,伊佐家住宅を含め,民家の暮らしの知恵を語った（**写真 6-6**）。

講演会後,参加者にアンケート形式で伊佐家住宅の見学の感想を尋ねたところ,伊佐家住宅や重文民家の課題に参加者の殆どが関心を持ち,「支援活動などがあればボランティア参加してもよい」に,回答者（61 名）のう

図 6-1　伊佐家住宅での活動の流れ（平成 25 年２月～９月）

写真 6-1　雛人形の飾り付け

写真 6-2　座敷に飾った雛人形

図 6-2　竹明かりプロジェクトのチラシ

写真 6-3　竹明かり行事(H25 年 6 月)

写真 6-4　ミニ講座（H25 年 7 月）

写真 6-5　約 60 名が参加した
伊佐家住宅見学会（H25 年 9 月）

写真 6-6　地域団体と連携した講演会
(H25 年 9 月)

ち25.5%（15名）が回答した（**図6-3**）。多くは伊佐家住宅に関心を持つレベルにとどまるものの,支援者となる可能性がある者もいることがわかった。本実践モデルのような活動を続けることで,伊佐家住宅への理解者や支援者を地域の中に見いだせる可能性が窺えた。

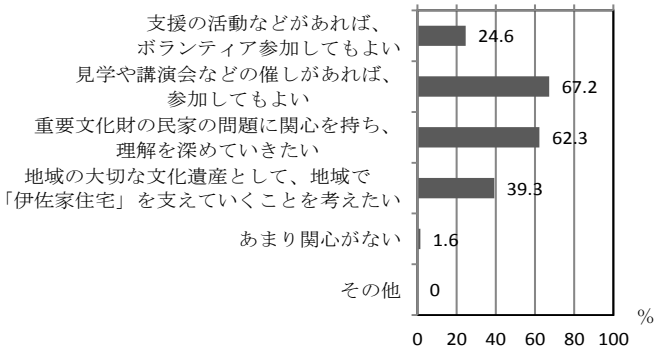

図 6-3　今後、伊佐家住宅とどのように関わることができそうかについて（複数回答）N=61

7．まとめ

本研究では,個人所有重文民家が抱える課題に焦点を当て,その実態を全国レベルの調査で把握した。また,個人所有重文民家のサポートモデル事例の特色を踏まえつつ,モデル実践を試みた。その結果を下記にまとめる。

1)個人所有重文民家の維持管理と活用の実態について

①個人所有重文民家の多くは,高齢の当主と家族が重文指定の主屋あるいは敷地内の別棟に居住しつつ,維持管理を担っている。個人所有・管理の継続を願いながらも,それが限界に近いという意識が持たれている。

②高齢の当主には維持管理の体力的負担感が強いが,日常の維持管理の労務に対する市町村の支援は殆どない。維持管理に対する予算措置がない市町村も 20%程度存在する。屋敷の清掃ボランティアの派遣など、少なくとも労務面での支援が必要と考えられる。

③敷地内の別棟に家族の居住の場を移している場合は,重文指定の主屋に居住する場合よりも,重文民家の公的管理や公有化を考える当主が多い傾向がある。

④大部分の重文民家は見学等で公開しており,重文指定の主屋に居住する場合でも,建物の一部の公開に努めている。しかし,重文民家を地域のまちづくりの拠点にするなど,積極的に地域に開く考えを持つ当主は,それほど多くはない。

⑤各市町村では,個人所有重文民家をホームページやガイドマップなどに紹介し,地域の観光資源の一助にしたい意向が強いことが窺えた。一方で,個人所有のままで市町村が管理を支援,あるいは NPO に委託しての管理への方向性が少なからずあることが注目された。

2)個人所有重文民家のサポートモデル事例から

7事例のサポートモデルは,手法は異なるものの,いずれも地域と強く結びついたサポート体制を作っていた。また,地域の外部支援者がどの程度,個人所有重文民家をサポートできるかは,重文民家での家族生活や建物の空間条件など,個々の諸条件と関わっていた。重文民家内に居住すること自体が重要な活用であるが,その一方で別棟に居住の場を移している方が,外部支援者が入りやすい側面がある。

3)地域で個人所有重文民家を支えるサポーター育成に向けての試みと課題

重文民家が家族の生活の場となることや防犯の観点から,不特定多数への公開に躊躇するのは,本研究での実践事例に関わらず,多くの個人所有重文民家にあてはまる

ことである。しかし,重文民家が持つ居住文化を伝える役割を地域の人々に伝え,その理解者を増やして地域で重文民家を支える仕組みをつくっていくためには,一定の公開が必要となる。

本研究での10ヶ月間の実践活動は,少数のコアメンバーから近隣住民へ,さらに地域の他団体へと対象を徐々に広げながら実施した。その結果,少ないながらも伊佐家住宅を支援したいと考える人が地域に存在することが明らかになった。個人所有重文民家においては,地域住民との連携が,将来に渡って重文民家を維持管理していくために重要と考える。生活の場である重文民家の公開は,プライバシーや防犯の観点では相反するものである。しかし,たとえ年に１～2度でも地域に開放し,地域住民に重文民家の現状とともに,居住文化を継承するソフト面の価値を理解してもらう学習や体験の場をつくることが,地域でのサポーターづくりにつながると考えられる。

さらに各市町村においても,重文民家の歴史建造物としての価値をホームページや観光ガイドなどで紹介するだけではなく,暮らしながら維持管理をすることで継承されている地域の居住文化についても情報発信していくことが重要であろう。

＜謝辞＞

アンケート調査には,全国の重文民家所有者の皆さま,および市町村の担当職員の皆さまにご協力いただいた。また,ヒアリング調査では,行永家住宅,澤井家住宅,彦部家住宅,平山家住宅,高橋家住宅,石井家住宅,髙草家住宅の各ご関係の皆さま方にご協力いただいた。記して感謝の意を表します。

＜注＞

1)文化庁,国宝・重要文化財（建造物）の指定件数,2012年10月答申,報道発表

2)文献1)および,重文民家の個人所有者への聞き取りによる。

3)「NPO法人　全国重文民家の集い」は,重文民家の所有者有志が主な会員である。重文民家の維持・管理・保存並びに有効な活用に関する情報の共有化を図ると共に,学識経験者や行政並びに重文民家に関心を寄せる市民等との交流を促進して,重文民家への理解を深めることを目的に活動をしている。本稿の調査時の会員数は,128名である。

4) 本稿の研究成果の一部は,文献2)および3)に発表した。

5)調査対象は,文化庁の分類による「近世の民家」を主とするが,「近代の住宅」のうち民家（町家・農家）については対象に含めた。「NPO法人　全国重文民家の集い」会員以外は,文化庁の「国指定文化財等データベース」を基に,個人所有と判断される重文民家を対象にした。

6)法人所有（公益財団法人）の場合（調査対象では９件）も,所有者やその家族が法人の代表者であるので,当主の立場とほぼ同様の回答が可能と考えた。重文民家の財団法人化は,相続税対策の面でメリットがあるが,個人の財産と法人の財産が明確に区分されるため,法人化すると重文民家に居住することができなくなる。

7)当主の年齢と重文民家の居住形態の関係をみると,当主年齢が70歳以上の割合は,「重文民家を日常の住まいとして居住」では63%,「重文民家と別棟を併用」では45.5%,「別棟に居住」では53.3%である。

8)調査回答159件のうち有料見学は59件,寸志のみや特別な場合のみ徴収が９件で,原則無料が69件であった。維持管理費の補填に,見学料が大きく寄与しているケースは少ないと推察される。

9)「原則非公開」とは,一般見学者に非公開であって,学術的な見学や地元市町村の求めによる特別見学等は受け入れている場合が多い。

10)既に住まいを別棟に移しているので【公的管理】や【公有化】を考えやすいのかについては,アンケート調査では把握しにくく,さらなる調査が必要である。

11)個人所有重文民家の当主を対象としたアンケート調査では,市町村からの維持管理費の補助がないとの回答は28.3%（表７参照）であった。この差は,市町村職員アンケートでの対象重文民家と所有者アンケートに回答した重文民家は必ずしも一致しないことによる。しかしながら,個人所有重文民家のおおよそ1/5～1/4は,市町村からの維持管理費の支援を受けていないことが把握できる

＜参考文献＞

1) NPO法人　全国重文民家の集い編著,『重文民家を生きる』,学芸出版,2003

2)碓田智子ほか,所有者からみた重文民家の維持管理と活用の現状と課題－全国重文民家の所有者アンケート調査から－,日本建築学会近畿支部研究報告集・計画系,pp.733-736,2013

3)碓田智子ほか,自治体担当者からみた重文民家の維持管理と活用の課題－全国の重文民家が所在する自治体担当者調査から－,日本建築学会学術講演梗概集（建築社会システム）,pp.401-402,2013

4)苅谷勇雅,文化財建造物　保存と活用の新展開,政策科学,立命館大学政策科学会,第15巻3号,pp.57-76,2008

5)藤本智子・大場修,重文民家の保存修理工事における復原整備について,日本建築学会近畿支部研究報告集,pp.845-848,2003

6) 角陸順香・清家剛ほか,木造重要文化財建造物の耐震補強における意思決定プロセスに関する研究,日本建築学会計画系論文集,590号,pp.65-72,2005

7)下記の一部にも,まちづくりや住教育面での重文民家のユニークな活用事例が紹介されている。

・文化庁文化財部,「NPOによる文化財活用テクニカルノート」,2008（平成18年から５年間に渡って実施された文化庁の「NPO等による文化財建造物の活用促進事業」報告）

・清水真一ほか編,歴史ある建物の活かし方,学芸出版社,2001・田中勝,伝建地区の民家ペーパークラフトを活用した住まい・まち学習の実践,『住まい・まちづくり学習から始める持続可能な社会づくりの実践的プログラム開発』（平成22～24年度科学研究費補助金基盤研究（C）研究成果報告書,研究代表者　曲田清維）所収,pp.36-63,2013

8)李　榮蘭ほか,重要文化財建築物の動態保存における維持管理の現状と運営方策,日本建築学会計画系論文集,682号,pp.2905-2909,2012

9)特定非営利活動法人　文化財夢工房,「自治体と文化財保護行政における市民活動との共同に関する調査について」報告書,2010

10)太田明子,2005年歴史的建造物保存活用に関するアンケート調査報告,日本建築学会学術講演梗概集（東京）,pp.143-144,2006

11)文献1)のほか,「全国重文民家の集い」会員による下記の著書がある。行永壽二郎,『古民家の風』,東京図書出版会,2011

＜研究協力者＞

伊佐　錠治　　NPO法人全国重文民家の集い・常任幹事

吉田　幸代　　大阪人間科学大学・准教授

井上　珠希　　大阪教育大学・学生　（当時）

佐野　香菜絵　　大阪教育大学・学生（当時）